

訪問看護ベースアップ評価料 届出専用メールアドレス一覧

○注意点

- ①管轄の都県事務所等を確認の上、メールを送付してください。
 - ②訪問看護ベースアップ評価料の届出様式以外のファイルは添付しないでください。
 - ③送付するファイル名の冒頭に訪問看護ステーションコードを記載してください。
- ※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「●」を「@」に置き換えてください。

訪問看護ステーションが所在する都県	都県事務所等	提出先メールアドレス
茨城県	茨城事務所	baseup-hyoukaryou08●mhlw.go.jp
栃木県	栃木事務所	baseup-hyoukaryou09●mhlw.go.jp
群馬県	群馬事務所	baseup-hyoukaryou10●mhlw.go.jp
埼玉県	指導監査課	baseup-hyoukaryou11●mhlw.go.jp
千葉県	千葉事務所	baseup-hyoukaryou12●mhlw.go.jp
東京都	東京事務所	baseup-hyoukaryou13●mhlw.go.jp
神奈川県	神奈川事務所	baseup-hyoukaryou14●mhlw.go.jp
新潟県	新潟事務所	baseup-hyoukaryou15●mhlw.go.jp
山梨県	山梨事務所	baseup-hyoukaryou19●mhlw.go.jp
長野県	長野事務所	baseup-hyoukaryou20●mhlw.go.jp